

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可の申請について

平成19年9月28日
北陸電力株式会社

本日、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉則」）¹」の一部改正に伴い、「志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」）²」の変更認可を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせいたします。

これは、電力会社の発電設備の総点検結果を踏まえ、保安のために必要な措置及び保安規定を充実させること等を目的とした実用炉則の改正（平成19年8月9日）を受け、保安規定の内容を変更するものであり、今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

変更の主な内容は、以下の通りです。

- 1．法令遵守体制等の保安規定への明確化
- 2．保安の措置のために講ずべき措置の追加
- 3．検査制度見直しの一部先行実施及び充実

当社は、引き続き再発防止対策を確実に実行するとともに、地域の皆さまの信頼回復に向け努力してまいります。

以 上

添付資料 保安規定変更認可申請の概要について

- 1 実用炉則：原子炉等規制法などの法律、施行令に基づき、原子炉の設置、運転等に関して経済産業省が定めた規則。
- 2 保安規定：原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

保安規定変更認可申請の概要について

1. 法令遵守体制等の保安規定への明確化

- ・ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の積極的関与含む）の構築。
- ・ 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の積極的関与含む）の構築。
- ・ 関係法令及び保安規定の遵守に関する具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等。

2. 保安の措置のために講ずべき措置の追加

- ・ 原子炉施設の適切な巡視及び点検並びに措置に関して、より適切な内容への見直し。（高線量区域について巡視を行う旨の明記。）
- ・ 原子炉施設の適切な保守管理に関して、より適切な内容への見直し。（補修工事を実施する際には法令手続きの要否を確認する旨の明記。）
- ・ 作業手順書等が階層別に明確に位置づけられ、定められていることの明記。
- ・ 自らの原子炉施設の保安を向上させるため、保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を他の原子炉設置者と共有する旨の明記。
- ・ 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準の明確化。

3. 検査制度見直しの一部先行実施及び充実

- ・ 運転上の制限を逸脱したとき、その旨を直ちに経済産業大臣に対して原子炉設置者が報告する旨の明記。

以 上